

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第31条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を香川県指定名勝に指定する。

平成30年9月4日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称	所 在 地 及 び 面 積	所 有 者
宝光寺庭園	東かがわ市東山1190番・1192番1・1192番2・1192番3（境界未定）のうち実測98.79㎡、1193番のうち実測285.76㎡、1200番のうち実測165.69㎡	宗教法人 宝光寺

備考 指定地域に関する実測図を香川県教育委員会及び東かがわ市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。